

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク設置要領

平成25年5月15日制定

平成26年4月 1日一部改正

平成27年8月10日一部改正

平成28年4月 1日一部改正

令和3年 2月 4日一部改正

(名称)

第1条 本会は、沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク（略称「沖縄障害者就労・雇用促進ネット」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、農業分野における障害者の就労・雇用促進及び農地の有効活用が図られるようにすることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行うこととする。

- (1) 構成員相互の情報交換
- (2) ネットワークの拡大
- (3) 農業分野での障害者の就労・雇用促進に関する普及・啓発、相談
- (4) 本会の活動に関する広報

2 沖縄障害者就労・雇用促進ネットの具体的な活動のために、情報交換会を年1回以上開催するものとする。

(本会の構成員)

第4条 本会の構成員は、以下の者で構成することとし、必要に応じ、その他の関係機関等を加えることができるものとする。

- (1) 内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課農村活性化推進室長
- (2) 沖縄労働局職業安定部職業対策課長
- (3) 那覇公共職業安定所長
- (4) 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長
- (5) 沖縄県商工労働部雇用政策課長
- (6) 沖縄県農林水産部営農支援課長
- (7) 沖縄県農林水産部村づくり計画課長
- (8) 沖縄県農業法人協会事務局長
- (9) 中部地区障がい者就業・生活支援センター花灯 センター長
(医療法人一灯の会)
- (10) 南部地区障がい者就業・生活支援センターかるにあ センター長
(社会福祉法人若竹福祉会)
- (11) 南部地区障がい者就業・生活支援センターブリッジ センター長
(医療法人陽和会)

(事務局)

第5条 本会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課農村活性化推進室が行うこととする。